

《キャリアイメージ》

区分	社会福祉		社会福祉	
	異動・配属の考え方	必要とされる知識・能力	取得が望ましい資格等	受講すべき研修等
新規採用	社会福祉職員が複数配置されている職場に配属する。	【採用3年目まで】 ・職員としての基礎固め ・社会福祉職員としての基礎固め		・地域精神保健福祉関係等新任職員研修
技師・主任 (採用後8年間)	各分野での対人援助業務の基礎的な技術・知識を習得するとともに適性を見出すため、2ヶ所以上の所属を経験できるよう計画的に異動を行う。	【主査級昇任まで】 ・要支援児童に対する専門知識、援助技術とともに、関係者及び関係機関との調整能力 ・児童福祉施設及び障害者施設における、生活全般に関わる援助 ・障害者への指導、保護者や地域支援 ・DVを始めとする女性相談及び被害者支援 ・精神障害者への援助、精神保健福祉相談、自殺・ひきこもり・依存症対策、精神科病院の指導監査 ・生活保護のケースワーク技術及び地域の福祉的援助		・保健所精神保健福祉研修 ・児童相談所、児童福祉施設職員合同研修
主任級 (9年目以降)	職務分野の偏りが無いように幅広い職務経験を積み重ね、適性を見出すとともに、実務の中心的役割を担う職員を目指す。 できる限り本庁を経験する。	<p>【本庁】福祉局・保健医療局本庁            【児童福祉】児童相談センター、愛知学園、一時保護所            【女性福祉】女性相談センター            【障害者福祉】医療療育総合センター、障害者相談センター            【地域福祉】福祉相談センター            【精神保健等】保健所、精神保健福祉センター、県立病院</p>		
主査級	これまでの業務経験から、今後、自分が専門としたい対人援助分野についての課題を設定し自ら取り組むことにより、社会福祉職員としての能力・資質に磨きをかけ、後輩の指導・育成とともに、実務の中心的役割を担う職員をめざす。	・専門分野の事業における企画 ・専門分野の事業における市町村への指導		・児童相談所中堅職員合同研修 ・児童相談所中堅児童福祉司、心理司合同研修
課長補佐級 (主任主査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行政経験を通じ社会福祉職としての専門能力の幅を広げる</li> <li>○本庁を経験し、課題に対応できる企画・調整・指導能力を習得</li> <li>○虐待待児を始めとする要支援児童に対する専門知識、援助技術を習得</li> <li>○保護者及び関係機関との調整能力を習得</li> <li>○DV被害者を始めとする女性への相談に対する専門知識、援助技術を習得</li> <li>○関係機関との調整能力を習得</li> <li>○障害者支援の専門知識、援助技術を習得</li> <li>○関係機関との調整能力を習得</li> <li>○生活保護業務のケースワーク技術を習得</li> <li>○地域の福祉的援助の企画・調整能力を習得</li> <li>○精神障害者支援の専門知識、援助技術を習得</li> <li>○自殺・ひきこもり・依存症対策についての援助技術の習得</li> <li>○関係機関との調整能力を習得</li> </ul>	・若手職員へのスーパーバイズ		・児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修
課長補佐 (グループ班長)	社会福祉職として不可欠な高い対人援助技術と、関係機関との調整能力及び行政的な知識を有し、総合的な視点から判断し行動することができる職員			
課長補佐 (グループ班長)	グループ班長として、専門分野のリーダーとしての役割を担って業務推進するとともに、人材育成など組織マネジメントを行う。			
備考 (その他関連措置)				他に、キャリアに関わらず、児童福祉・精神保健福祉に関する研修の受講

ジョブローテーション

知識・能力を習得・発揮